



2023年6月15日

各 位

会 社 名 株式会社オーハシテクニカ
代 表 者 代表取締役社長 柴崎 衛
(コード番号7628 東証プライム)
問合せ責任者 取締役管理本部長 中村 佳二
(TEL : 03-5404-4420)

当社海外子会社における資金流出事案に関する調査結果及び再発防止策の策定
並びに役員報酬の一部自主返上に関するお知らせ

当社は、2023年4月25日付「当社海外子会社における資金流出事案について」にて公表しましたとおり、当社海外子会社において、悪意ある第三者による虚偽の指示に基づき資金を流出させる事案（以下、本事案と言います）が発生いたしました。

当社は、本事案の発覚後、社外取締役を責任者とし、外部の弁護士を含む「調査・対策チーム」を組成し、事実関係の解明に向けた調査を進めてまいりました。その結果、当社は「調査・対策チーム」より、2023年6月9日付の「調査報告書（最終）」を受領いたしました。

当社としましては、その調査結果と提言を真摯に受け止め、本日開催の取締役会において、既に実施済みの対策を含め再発防止策を決議いたしました。また、当社関係役員より役員報酬の一部自主返上の申し入れがありましたのでお知らせいたします。

株主をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。当社としましては、このような事案の再発防止に向け更なる管理体制の強化に取り組んでまいります。また、流出した資金の保全・回収手続きを継続して実施しておりますことを併せてご報告申し上げます。

記

1. 今回の資金流出事案の調査結果

(1) 本資金流出事案の概要

2023年3月30日、当社海外子会社であるメキシコ法人（OHASHI TECHNICA MEXICO, S. A. DE C. V）の代表者が、親会社代表者の代理人を騙る悪意ある第三者から M&A 案件に係る資金を内密かつ緊急に送金するよう虚偽の指示を受け、3月30日から4月3日の間、3回に渡り合計2,094千米ドル（約280百万円）の送金を実行し、資金を流出させたものです。本事案は、子会社代表者が単独で送金手続を実行したもので、返金すると言われた期限が経過しても返金がなされないため、詐欺被害にあったことを認識し、4月12日、自ら本社宛てに報告、資金流出の事実が発覚しました。

(2) 当該子会社及び当社グループ役職員の関与について

「調査・対策チーム」の調査で把握した客観的事実、関係者へのヒアリング及び本件関係国における捜査状況等から、他の当該子会社及び当社グループ役職員が本事案へ関与した事実はないことを確認しております。

また、当事者が関与した不正行為である可能性も認められないことも、併せて確認しております。

(3) 本事案に係る情報漏洩（ITシステムへの不正アクセス等）の有無について

本事案に関連して、外部からのITシステムやパソコンへの不正アクセス及び内部から悪意ある第三者への情報漏洩の有無について専門業者の協力を得て調査した結果、そのような事実はないことを確認しております。

(4) 本事案以外の資金流出の有無について

国内外の全子会社を対象として、本事案と同様、又は類似の事案の有無について、関係者ヒアリング、全子会社の現預金残高の確認及び異例な送金の有無の調査をした結果、他拠点において同様の事案がないことを確認しております。

2. 再発防止策について

本事案の事実関係を調査した結果、拠点の最終権限者が巧妙な詐欺行為に騙されたとはいえ、海外送金という業務の過程で決められた業務プロセスが遵守されなかったことが、資金流出に至った直接的発生原因であり、以下の対策を実施することで当該子会社のみならず、当社グループ全体として管理体制の強化に取組み、再発防止に努めてまいります。

(1) 業務プロセスの管理強化

- ①資金支払において、管理プロセスを追加
- ②全拠点において、一定の条件に当てはまる支払の事前承認プロセスを追加

(2) 業務のモニタリング強化

- ①各拠点の資金残高管理の強化（管理プロセスを追加）
- ② ①と併せ、小規模拠点（駐在員 2 名以下）における資金移動の管理強化
- ③ ①と併せ、小規模拠点（駐在員 2 名以下）における余剰資金の管理強化

(3) 注意喚起、コンプライアンス、社内教育の徹底

- ①全社員に対する同様・類似事案の注意喚起の再徹底
- ②全社員に対する異常な申出等詐欺行為の社内教育を継続徹底

(4) 牽制機能の強化

- ①子会社管理、業務遂行を担う人材の再配置
- ②子会社における幹部社員の責任と役割を再徹底

(5) 子会社監査の強化

- ①再発防止策の厳格な運用のモニタリング、チェックを監査項目に追加

3. 本事案の当事者に対する処分について

本事案の当事者に対し、当社就業規則に則った懲戒処分（降格）をおこないました。

4. 役員報酬の自主返上について

本事案の発生に対し、代表取締役社長より代表取締役かつ海外事業担当役員として、役員報酬の自主返上の申し入れがありました。

(1) 役員報酬の自主返上の内容

- ・報酬月額の 20%、3 か月分の報酬を自主返上する

以 上